

一 同志社は五人の協議による

社ハ敷産ヲ不取シ其基ヲ為シ至其  
ニテモ学校ヲ作ラセシメ其  
政府ノ向ヒテモ万般ノ事ヲ行ハ  
理スベシ

二 社員中 差シ出ルルハ現存ノ者社  
撰取シテ之ヲ神ト社ヲ不墮セシメ又  
社台年一才又ニ撰テ校長トス

三 校内外股ノ者格ニ各股ニ内外ノ教員  
校長ハ協役トシ之ヲ兼理スベシ

四 外國より寄附シル金ハ外國新員ニ  
トシテ他ノ委託者ニ學校ノ利益ト協役ト  
支拂ハスベシ

同志社則四カ条・新島襄筆（明治16年2月13日 新島襄、山本覚馬、松山高吉、伊勢時雄、中村栄助の5人によって決められた）